

【法務委員会】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和4年度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き上げることに伴い、8号以下の報酬を受ける判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしている。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和4年度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き上げることに伴い、16号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしている。

○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止等の措置を講ずるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 女性が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものは夫の子と推定する旨の規定を設けるとともに、子を懐胎した時から子の出生の時までの間に複数の婚姻をしていたときは、子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定する旨の規定を設けること。
- 2 女性に係る再婚禁止期間に関する規定を削除すること。
- 3 父による嫡出否認の訴えの出訴期間を父が子の出生を知った時から3年に延長するとともに、嫡出推定の否認権者を子及び母に拡大し、母の前夫の否認権を新設等すること。
- 4 事実と反する認知について、争うことができる期間等に関する規定を設

けること。

- 5 親権者の懲戒権に関する規定を削除するとともに、子に対する監護及び教育における子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等に関する規定を設けること。

二 国籍法の一部改正

事実と反する認知によっては日本国籍を取得できないものとする規定を設けること。

三 人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

子の出生の直近の婚姻の夫の子との推定が否認された場合等に裁判所が判決又は審判の内容を前夫に通知する旨の規定等を設けること。

四 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正

一の3の見直しに伴い、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設けること。

五 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護、教育及び懲戒に関する必要な措置について、一の5と同様の見直しを行う規定を設けること。

六 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から1年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。
- 二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。
- 三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所

等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。

四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。

五 国籍法第3条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。

六 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。